

季節性のある事業（農業を含む）を営んでいる皆様へ

～持続化給付金の要件に合わない申請は不正受給になります～

（個人の白色申告者、青色申告者（農業者）で持続化給付金を申請される方へ）

持続化給付金は、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在すること」が必要との要件となっており、申請時にはその旨宣誓していただいているところです。

個人の白色申告者、青色申告者（農業者）の持続化給付金の申請において、例えば事業活動に季節性があるケース（例：冬場のスキー場、夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期など、通常事業収入を得られる時期以外を対象月として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請することは不正行為に該当します。

また、天候不順など、新型コロナウイルスの感染拡大と関係のない売上減少も、給付対象ではありません。

誤って受給された方は、至急返還手続きをとってください。

コールセンターは、0120-279-292。

不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

※なお、本来事業収入を得られる時期において、新型コロナウイルスの感染拡大によって売上が50%以上減少している場合においては、給付対象となり得ます。

※個人の白色申告者及び青色申告農業者については、税申告書類に月毎の売上高の記載がないため、2019年の月平均の事業収入と2020年の特定の月間事業収入を比較することが認められています。